

鳴門教育大学大学院院生会会則

(名称・事務所)

第1条 本会は、鳴門教育大学大学院院生会と称し、略称を院生会とする。

この会は、徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地に事務所を置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の協力により、本学内外における学生の教育研究活動の進行を図るとともに、会員相互の親睦と福祉の向上を図り、併せて、本学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育研究の充実に必要な事業
- (2) 福利厚生の充実に必要な事業
- (3) 本学教職員との親睦に関する諸事業
- (4) 本学卒業生同窓会との緊密な連携のための諸事業
- (5) 地元教育関係諸機関との教育研究活動に関する諸事業
- (6) 会員名簿の作成に関する事業
- (7) その他、本会の目的を達するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、本学大学院学生をもって構成する。

(経費)

第5条 本会の運営に必要な経費は、次に挙げるものを充当する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業による収入
- (4) その他の収入

(会費)

第6条 本会の会員は、会費として1,000円を納めるものとし、金額は修業年限に関わらず一律とする。

留学生並びに遠隔教育プログラム生は諸事情を鑑み、これを免除する。なお、第3条の事業をおこなう上で必要となった場合は、会議で決定し別に集金することができる。

会費の納入は、在学期間中に行わなければならない。

(役員)

第7条 本会には次の役員を設置する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 各専攻・コースより若干名
- (4) 専 門 部 長 各専門部より1名
- (5) 専門部副部長 各専門部より若干名
- (6) 会 計 1名
- (7) 監 事 1名

ただし、必要に応じて人数を増員することを認めるものとする。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長にやむを得ない事情があるときは代行する。
- (3) 理事は、本会事業の執行にあたる。
理事会の構成員は、会長、副会長、専門部長、専門部副部長、会計、監事及び理事とする。
- (4) 専門部長は、担当事業の企画立案、運営を総括する。
- (5) 専門副部長は、専門部長を補佐し、部長にやむを得ない事情があるときは代行する。
- (6) 会計は、各事業に関する会務を処理し、庶務会計にあたる。
- (7) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員を選出)

第9条 役員を選出は、次の方法による。

- (1) 会長、副会長及び監事は、理事会においてそれぞれの候補者を推薦し、総会の承認を受ける。
- (2) 理事は、各専攻・コースから選出する。
- (3) 各専門部長及び専門部副部長は、各専門部理事から選出する。
- (4) 会計は、会長が任命する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会並びに理事会とする。

第12条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年1回開催し、次の事項について審議する。

- (1) 予算の審議及び決算の報告
- (2) 会務報告及び事業計画の承認
- (3) 会長、副会長及び監事の承認
- (4) 会則の改正
- (5) その他本会の目的に必要な事項

第 13 条 次の場合において、臨時総会を開くことができる。

- (1) 会長が、必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 2/3 以上の要請があったとき

第 14 条 理事会は、会長が必要と認めたとき、これを招集し、次の任務をおこなう。

- (1) 会長、副会長及び監事の候補者の推薦
- (2) 総会の日時、議案の決定
- (3) 会長が緊急を要し、やむを得ないと認めた場合、総会を代行する。

第 15 条 総会及び臨時総会は、本学大学院学生総数の 2/3 の出席をもって成立するものとする。ただし、やむを得ない事情があつて会議に参加できない者については、委任状の提出をもって出席したものとみなすことができる。

第 16 条 すべての会議における議案の採決は、出席者のうち過半数の賛成をもって決定する。

(会計)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(専門部)

第 18 条 本会には、次の専門部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 国際交流パーティー部
- (3) ソフトボール部
- (4) ソフトバレー部
- (5) その他、理事会が必要と認めた部

上記(3)(4)の部における実施種目については、理事会の協議で決めることとし、この種目に限定するものではない。なお、各部の名称はこの限りではなく、理事会の協議において変更できるものとする。

第 19 条 各専門部の組織作りや運営は、理事会においてその都度協議して決める。

(慶弔等の贈与)

第 20 条 会員が次の場合に該当するとき、当該各号に定めるところにより、現金又は物品を贈与する。

- (1) 会員が死亡したとき、10,000 円及び花輪を贈与する。
- (2) その他、理事会が必要と認めるときは、その都度定めるものとする。

(設立年月日)

第 21 条 本会の設立年月日は、昭和 59 年 6 月 15 日とする。

附則

この会則は、昭和 59 年 6 月 15 日から施行する。

附則

この会則は、平成 4 年 5 月 6 日から施行する。

附則

この会則は、平成 10 年 5 月 6 日から施行する。

附則

この会則は、平成 16 年 4 月 21 日から施行する。

附則

この会則は、平成 17 年 4 月 20 日から施行する。

附則

この会則は、平成 18 年 4 月 21 日から施行する。

附則

この会則は、平成 25 年 5 月 28 日から施行する。

附則

この会則は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

附則

この会則は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。